

平成 25 年 2 月

静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成25年 2 月 8 日 開会

平成25年 2 月 8 日 閉会

静岡県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠 員	2
説明のための出席者	2
職務のための出席者	2
開 会	2
日程第1 議席の指定について	2
日程第2 会議録署名議員の指名について	3
日程第3 会期について	3
日程第4 一般質問	3
日程第5 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時 特例基金条例の一部改正について	4
日程第6 議案第2号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第2号）	5
日程第7 議案第3号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療事業特別会計補正予算（第2号）	6
日程第8 議案第4号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	6
日程第9 議案第5号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療事業特別会計予算	7
閉 会	9

平成 25 年 2 月 静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

○議事日程

平成25年 2 月 8 日（金）午後 3 時25分開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 3 号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 4 号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 9 議案第 5 号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

○出席議員（13人）

（ 2 番）	菊 地 豊 君	（ 3 番）	北 村 正 平 君
（ 5 番）	菅 本 利 隆 君	（ 7 番）	朝比奈 貞 郎 君
（ 8 番）	齋 藤 重 君	（ 9 番）	土 屋 篤 男 君
（11 番）	吉 村 哲 志 君	（12 番）	押 尾 完 治 君
（13 番）	土 屋 糸 太 郎 君	（14 番）	山 本 博 保 君
（15 番）	相 馬 宏 行 君	（17 番）	大 場 孝 恂 君
（19 番）	鈴 木 史 鶴 哉 君		

○欠席議員（5人）

（ 1 番）	齊 藤 栄 君	（ 4 番）	田 辺 信 宏 君
（ 6 番）	碓 井 宏 政 君	（10 番）	岩 崎 高 雄 君
（16 番）	太 田 長 八 君		

○欠 員（2人）

○説明のための出席者（9人）

広域連合長	鈴木 尚 君	副広域連合長	原 田 英 之 君
副広域連合長	遠 藤 日出夫 君	事務局 長	岩 崎 卓 芳 君
事務局次長	中 村 英 敏 君	資格管理室長	大 塚 良 暢 君
保険料室長	西 川 達 也 君	医療給付室長	安 藤 弘 君
電算室長	松 井 康 則 君		

○職務のための出席者（3人）

書 記	長 山 岡 慶 博 君	書 記	赤 池 新 吾 君
書	記 三 浦 孝 仁 君		

午後3時25分開会

○議長（朝比奈貞郎君）ただいまの出席議員は13名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成25年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、私から諸般の報告として3点の報告を申し上げます。

初めに、議員の異動について御報告いたします。閉会中に、市長区分から選出されておりました栗原裕康議員が昨年11月9日に、三上元議員が昨年12月5日に、太田順一議員が1月29日に、若林洋平議員が2月6日に任期を満了されました。このことにより、従前の1名と合わせて5名が欠員となりましたが、昨年8月1日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において菊地豊議員が、昨年12月26日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において齊藤栄議員及び北村正平議員が当選されましたので、あわせて御報告いたします。

次に、本日、広域連合長から、議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてほか4件の議案が提出されております。

次に、監査委員から、平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査及び平成24年6月分から平成24年12月分の現金出納検査の結果について報告があり、お手元に配付してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（朝比奈貞郎君）日程第1、議席の指定を行います。

議員の異動に伴い、改めて議席の指定を行います。新たな議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（朝比奈貞郎君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において大場孝尙議員及び鈴木史鶴哉議員を指名いたします。

日程第3 会期について

○議長（朝比奈貞郎君）次に、日程第3、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（朝比奈貞郎君）御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（朝比奈貞郎君）次に、日程第4、一般質問に入ります。

発言通告により、大場孝尙議員の質問を許します。大場孝尙議員。

○議員（大場孝尙君）それでは、私の方からジェネリック医薬品の利用促進について質問をさせていただきます。

御承知のとおり、昨年6月の3党合意に基づき、社会保障制度改革国民会議が設置され、今後の高齢者医療制度については、状況等踏まえ必要に応じてこの国民会議で検討し結論を得ていくとされました。政権交代後の先月21日に第3回目の国民会議が開催されましたが、踏み込んだ議論はなされていない状況にあります。新政権では「現行制度は維持するのが基本」としていることから、しばらくの間は後期高齢者医療制度は継続されるように思います。

このような中、高齢化による被保険者の増加に伴い医療費も毎年増加していますが、被保険者がいつでも安心して医療が受けられるよう健全な財政運営を行っていく上で、今後ますます医療費の適正化を推進することが重要であります。前回の7月定例会で、医療費適正化事業のうち、レセプト二次点検、ジェネリック医薬品の利用促進、保健師による訪問指導の3事業が重要である旨の説明が当局からありました。このうち、ジェネリック医薬品は、新薬の特許終了後に承認を得て販売されるため薬価も低く設定されていることから、この医薬品の利用促進を図ることが医療費の適正化を行う上で、特に重要であると考えます。

そこで、ジェネリック医薬品の現在の利用状況について、そして、利用促進に向けた対応について、今後どのような計画をされているか、その内容についてお伺いします。

○議長（朝比奈貞郎君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）ただいまの御質問にお答えいたします。

まず初めに、ジェネリック医薬品の利用状況につきまして、お答えさせていただきます。

1年ほど前の数字になりますが、平成23年12月調剤分と直近の平成24年11月調剤分との比較で申し上げますと、まず、ジェネリック医薬品の金額ベースでの利用率は、9.4%から11.2%で1.8%増加しました。数量ベースでは23.1%から26.6%で3.5%の増加と、1年間で若干の増加にとどまっております。全国の数量シェアは、平成23年9月現在22.8%であり、当広域連合におきましては、ほぼ全国並みといえる状況にあります。

次に、ジェネリック医薬品の利用促進に向け、今後、どのような方策を行っていくかとの御質問ですが、まず、平成23年度後半から「ジェネリック医薬品希望カード」を市町窓口に置きまして、被保険者や御家族に渡しております。この希望カードには、「私はジェネリック医薬品を希望する」と表示されており、被保険者がこの希望カードを医療機関又は調剤薬局に提示することで、ジェネリック医薬品の利用促進を図ろうとするものでございます。

平成25年度は、希望カード3万枚を作成し、希望する市町への配付を予定しております。

次に、平成25年度からの新規事業となりますが、ジェネリック医薬品差額通知を計画しております。これは、主に生活習慣病の治療を受けている被保険者で、先発医薬品、いわゆる新薬を処方されている人に対し、同じ成分で同じ効果のある安価な後発医薬品いわゆるジェネリック医薬品に変更した場合に、軽減となる金額等を表示し通知するものでございます。

来年度、市町の国保において、この差額通知を7市町が計画しておりますので、広域連合におきましても、この7市町を対象に実施に向けて検討していきたいと考えております。

こうした事業を通じて、ジェネリック医薬品について、被保険者が正しく理解し安全に利用していただくよう努めながら、さらに広域連合の健全な財政運営と被保険者の負担軽減につながっていくよう、利用率の拡大を図っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（朝比奈貞郎君）再質問はありますか。

○議員（大場孝尙君）ありません。

○議長（朝比奈貞郎君）以上で、大場孝尙議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第5 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部改正について

○議長（朝比奈貞郎君）次に、日程第5、議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、低所得者世帯及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置を平成25年度においても実施するため、本年度、国からその財源として交付される交付金を、こ

の基金条例に基づき、一旦基金に積み立てておくため、この条例附則第2項に規定するこの条例の失効期限を国の指示に基づき1年延長し、平成26年3月31日に改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（朝比奈貞郎君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第1号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（朝比奈貞郎君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、可決されました。

日程第6 議案第2号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第2号)

○議長（朝比奈貞郎君）次に、日程第6、議案第2号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の3ページをお願いします。

議案第2号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございますが、この内容は、不均一保険料による賦課を行った場合に、均一の保険料による賦課額との差額について、その財源として、国及び県から2分の1ずつ負担金が交付されますが、一旦、一般会計に受け入れた後、特別会計へ繰り出しをするもので、この保険料不均一賦課負担金が、当初の見込みを上回ることから、その所要額を補正するもので、一般会計歳入歳出予算それぞれ3万6千円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（朝比奈貞郎君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第2号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（朝比奈貞郎君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、可決されました。

**日程第7 議案第3号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第2号）**

○議長（朝比奈貞郎君）次に、日程第7、議案第3号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の15ページをお願いします。

議案第3号 平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、主な内容は、国が低所得者世帯等に対する保険料軽減策を、平成25年度も継続し実施することを決定したことに伴い、本年度中に国から制度円滑運営臨時特例交付金が交付され、これを制度臨時特例基金に積み立てるため必要な補正を行うものでございます。

そのほか、市町で徴収し広域連合へ納付する保険料負担金の増額補正、市町が行う健康増進事業等に対し、特別調整交付金が交付されるため必要な補正を行うもので、特別会計歳入歳出予算それぞれ15億3,398万3千円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（朝比奈貞郎君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第3号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（朝比奈貞郎君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、可決されました。

日程第8 議案第4号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

○議長（朝比奈貞郎君）次に、日程第8、議案第4号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の31ページをお願いします。

議案第4号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,796万6千円と定めます。

第2条は、債務負担行為のできる事項、期間及び限度額を定めます。

第3条は、歳出予算については、各項間で過不足を流用できるものとしたしております。

次に、34ページ、第1表歳入歳出予算のうち歳入の主なものでございますが、1款1項負担金は、県内市町の負担金でございます。2款1項国庫負担金及び3款1項県負担金は、保険料の不均一賦課による差額分の補填でございます。4款1項財産運用収入は、財政調整基金の運用利子、6款1項繰越金は、平成24年度決算見込みによる繰越金でございます。

次に、35ページの歳出のうち主なものでございます。1款1項議会費は、議員報酬や会議旅費等の議会開催に係る経費でございます。2款1項総務管理費は、事務局職員9名の人件費や事務所賃借料等の庶務的経費でございます。2項選挙費は、選挙管理委員会の開催経費、3項監査委員費は、例月出納検査等の監査の実施に要する経費でございます。3款1項社会福祉費は、保険料の不均一賦課に係る国及び県負担金相当額を特別会計に繰り出すものでございます。

次に、36ページ、第2表債務負担行為でございますが、制度開始から導入している、現在の財務会計及び文書管理システム用のパソコン並びにプリンターが、既に、耐用年数5年を経過しているため、平成25年度中に平成30年度までのリース契約にて、機器更新を予定しておりますことから、事務機器等賃借料につきまして、平成26年度から平成30年度までを期間として、4,442万3千円を限度額と設定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（朝比奈貞郎君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第4号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（朝比奈貞郎君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、可決されました。

日程第9 議案第5号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（朝比奈貞郎君）次に、日程第9、議案第5号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩崎卓芳君）それでは、御説明いたします。議案書の49ページをお願いします。

議案第5号 平成25年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算について、御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,633億2,423万8千円と定めます。

第2条は、債務負担行為のできる事項、期間及び限度額を定めます。

第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を200億円と定めます。

第4条は、歳出予算については、各項間で過不足を流用できるものとしたしております。

次に、52ページ、第1表歳入歳出予算のうち歳入の主なものでございますが、1款1項市町負担金は、県内市町からの事務費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金及び療養給付費負担金でございます。2款1項国庫負担金は、国からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。2項国庫補助金は、国からの調整交付金及び健康診査事業費補助金でございます。3款1項県負担金は、県からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。2項財政安定化基金支出金は、県の財政安定化基金からの交付金でございます。4款1項支払基金交付金は、国民健康保険等の医療保険からの後期高齢者支援金で、支払基金から交付されます。5款1項特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療の給付に対する交付金でございます。8款1項一般会計繰入金は、保険料の不均一賦課に係る国及び県負担金の一般会計からの繰り入れでございます。2項基金繰入金は、低所得者世帯等の平成25年度保険料の軽減策の財源とするため、臨時特例基金からの繰入金でございます。

次に、53ページにかけてとなりますが、9款1項繰越金は、平成24年度決算見込みによる繰越金でございます。11款3項雑入は、第三者行為による納付金が主なものでございます。

次に、54ページの歳出のうち主なものでございますが、1款1項総務管理費は、広域連合の業務運営に係る経費で、医療費通知等の通信運搬費、被保険者証の作成業務や診療報酬明細書点検業務等計21件の委託料、電算機器等のリース料のほか、事務局職員20名の人件費が主なものでございます。2款1項療養諸費は、医療機関への医療給付費等でございます。2項高額療養諸費は、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。3項その他医療給付費は、葬祭費でございます。3款1項県財政安定化基金拠出金は、県が設置する財政安定化基金に積み立てる拠出金でございます。5款1項健康保持増進事業費は、被保険者の健康診査費でございます。

次に、55ページ、第2表債務負担行為でございますが、制度開始から導入している被保険者の診療報酬明細書の管理業務を行うための、レセプト管理システム用パソコン及びプリンターが、既に、耐用年数5年を経過しているため、平成25年度中に平成30年度までのリース契約にて、機器更新を予定しておりますことから、事務機器等賃借料につきまして、平成26年度から平成30年度までを期間として、1,044万6千円を限度額と設定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（朝比奈貞郎君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了

いたします。

これより、議案第5号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（朝比奈貞郎君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、可決されました。

○議長（朝比奈貞郎君）以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。広域連合長。

○広域連合長（鈴木尚君）2月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、平成25年度の広域連合一般会計予算、特別会計予算など、各種議案について御審議を賜り、まことにありがとうございました。

今後も、後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様からいただく御意見はもとより、国の動向を十分に把握し、市町としっかり連携を図りながら業務に精励してまいります。

議員各位におかれましては、一層の御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（朝比奈貞郎君）これにて、平成25年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございました。

午後3時55分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 朝 比 奈 貞 郎

議 員 大 場 孝 侑

議 員 鈴 木 史 鶴 哉